

二 納税地及び納税義務

改 正 後	改 正 前
<p>(被合併法人の法人税に係る納税地)</p> <p>1-1-5 法人が合併した場合において、当該合併に係る被合併法人のその合併の日以後における法人税の納税地は、当該合併に係る合併法人の納税地によるのであるから留意する。ただし、合併に係る被合併法人が連結親法人以外の法人(その合併の日が連結親法人事業年度開始の日となる連結子法人を除く。)であり、かつ、合併法人が連結子法人である場合には、当該合併法人が連結申告法人でないものとしたときの当該合併法人の納税地となる。</p> <p>(注)1 その合併の日が連結親法人事業年度開始の日となる連結子法人の場合には、当該連結子法人は連結申告法人に該当し、その納税地は連結親法人の納税地となる。</p> <p>2 合併に係る被合併法人が連結子法人である場合において、当該合併の日の前日の属する事業年度前に連結事業年度があるときの当該連結事業年度の連結申告に係る法人税の納税地は、本文の取扱いにかかわらず、その連結申告に係る連結親法人の納税地となる。</p> <p>(清算結了の登記をした法人の納税義務等)</p> <p>1-1-7 .....</p> <p><u>当該法人が各連結事業年度の連結所得に対する法人税を納める義務(法第81条の28第1項《連結子法人の連帯納付の責任》の連帯納付の責任を含む。)を有する場合も、同様とする。</u></p> <p>(中間法人の課税所得の範囲)</p> <p>1-1-8 <u>中間法人法第2条第1号《定義》に規定する中間法人は普通法人</u></p>	<p>(被合併法人の法人税に係る納税地)</p> <p>1-1-5 法人が合併した場合において、当該合併に係る被合併法人のその合併の日後における法人税の納税地は、当該合併に係る合併法人の納税地によるのであるから留意する。</p> <p>(清算結了の登記をした法人の納税義務)</p> <p>1-1-7 .....</p> <p>(新 設)</p>

に該当することから、例えば、人格のない社団等の構成員が中間法人を設立して当該人格のない社団等の業務を当該中間法人に移転した場合であっても、その課税所得の範囲は、収益事業から生じた所得に限定されないことに留意する。

### 三 事業年度

改 正 後	改 正 前
<p>(解散、継続、合併又は分割の日)</p> <p>1-2-3 法第14条第1号、第10号及び第14号《みなし事業年度》の「解散の日」又は第19号の.....</p> <p>また、同条第2号、第11号及び第15号の.....同条第3号及び第12号の.....</p>	<p>(解散、継続、合併又は分割の日)</p> <p>1-2-3 法第14条第1号《みなし事業年度》の「解散の日」又は第5号の.....</p> <p>また、同条第2号の.....同条第3号の.....</p>

### 四 資本等の金額及び資本等取引

改 正 後	改 正 前
<p>(資本の増加の日)</p> <p>1-5-1 .....</p> <p>(1) ..... (③に該当する場合を除く。).....</p> <p>(2) .....</p> <p>③ 新株予約権及び新株予約権付社債に係る新株予約権の権利行使による増資の場合 払込みがあった日。ただし、権利行使があったときに代用払込みの請求があったものとみなす場合には、その権利行使の日</p>	<p>(資本の増加の日)</p> <p>1-5-1 .....</p> <p>(1) ..... (⑤に該当する場合を除く。) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>③ 社債の株式への転換による増資の場合 転換の請求があった日</p> <p>(4) 新株引受権付社債に係る新株引受権の行使による増資の場合 払込みが</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(加入金)</p> <p>1-5-2 <u>法第2条第17号ハ</u>.....</p> <p><u>(外貨建ての転換社債型新株予約権付社債の権利行使があった場合の資本積立金額)</u></p> <p>1-5-5 <u>外貨建ての転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の行使により株式を発行した場合において、これに伴いその資本積立金額とされる金額は、その行使の対象となった転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額から当該株式の発行により資本に組み入れられた金額を控除した金額とする。</u></p> <p><u>(注) 転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権の行使があったときに代用払込の請求があったものとみなす旨を決議をした新株予約権付社債のうち、次のいずれかの事項があらかじめ社債要項等において明らかにされているものをいう。</u></p> <p><u>(1) 新株予約権について消却事由を定めておらず、かつ、社債についても繰上償還を定めていないこと。</u></p> <p><u>(2) 新株予約権について消却事由を定めている場合には、新株予約権が消却されたときに社債も同時に償還されること、かつ、社債について繰上償還を定めている場合には、社債が繰上償還されたときに新株予約権も同時に消却されること。</u></p>	<p><b>あった日</b></p> <p>(加入金)</p> <p>1-5-2 <u>法第2条第17号ロ</u>.....</p> <p><u>(外貨建転換社債の転換があった場合の資本積立金額)</u></p> <p>1-5-5 <u>外貨建ての転換社債の転換により株式を発行した場合における資本積立金額とされる金額は、その転換の対象となった転換社債の帳簿価額から当該株式の発行により資本に組み入れられた金額を控除した金額とする。</u></p>